

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600137号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月23日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がないことを知った。賞与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者と同職種であった旨回答のあった元同僚の一人から提出された請求期間を含む複数の給与明細書によると、請求期間の賞与は給与と合算して支給されていることが確認できるところ、金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表により確認できる請求期間の給与振込額は、前後の月の給与振込額と概ね同額であることが確認できる。

また、上記取引推移一覧表により確認できる給与振込額では、請求者の請求期間に係る賞与額と給与振込額の支給内訳を特定することができない。

さらに、A社は、請求者の請求期間の賞与に関する賃金台帳、所得税源泉徴収簿等の資料を保管していないと回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有していないと回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。